

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 30 日 (水)

【照会先】

愛知労働局職業安定部訓練課

課長 野田 裕一

課長補佐 平松 辰也

ダイヤル 052-688-5755

豊橋・知立地域若者サポートステーションにおける 不適切な経理に伴う事業経費の返還命令等について

1 概要

令和 4 年 12 月に厚生労働省に対して不適切支出の通報が寄せられたことに端を発し、委託者である愛知労働局において、豊橋地域若者サポートステーション（以下「豊橋サポステ」という。）及び知立地域若者サポートステーション（以下「知立サポステ」という。）を受託する「特定非営利活動法人いまから」に対して調査を開始したところ、以下のとおり委託費の不適切な使用が認められたことから、本日、当該法人に対し、不適切相当額（約 14,073 千円）及びこれに係る加算金の納付を命じました。

(1) 豊橋サポステにおける不適切使用について

- ・ 平成 30 年度から令和 4 年度までの間で複数名のスタッフの賃金の水増しを行い、その額を徴収し、プール金として管理していたことが確認されたもの。
- ・ プール金は顧問料や事務所費用などの支出に充てるために始まったもので、私的流用は確認できなかった。
- ・ 平成 30 年度から令和 3 年度までの間で確認された不正額の合計は約 10,075 千円
なお、令和 4 年度にも賃金の水増しが行われていたが、今般の通報を受けた後に委託費の精算を行ったため、返還はなし。

(2) 知立サポステにおける不適切使用について

- ・ 令和 2 年度に勤務実態がないスタッフに対し賃金が計上されていたもの。
- ・ 確認された不正額は約 3,998 千円
- ・ 当該計上された賃金について、私的流用は確認できなかった。

2 再発防止策

愛知労働局としては、今般の事案を踏まえ、各地域若者サポートステーションを対象に、監査の精度を向上させ、より効果的に実施するとともに、各地域若者サポートステーションの運営責任者等を対象とした会議を開催し、適正経理の徹底を図る等により、再発防止に努めます。

※ 厚生労働省は、若年無業者等の働くことに悩みを抱えている若者への職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション事業」を、若者支援の実績やノウハウを持つ地域の NPO 法人などに委託して実施しており、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。